

### 3. 茨城キリスト教大学生生活科学部食物健康科学科の進級要件に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本学学則第4条第4項に基づき、生活科学部食物健康科学科の進級要件を定めるものである。

(進級要件の設定年次)

第2条 2年次から3年次への進級について要件を設ける。

(進級要件の内容)

第3条 3年次に進級するためには、2年以上在学し、学科科目（必修科目）について未修得の単位が11単位未満でなければならない。未修得単位が11単位以上の者は留年者とし、2年次とする。

<履修単位数>

| 年次  | 全学教養科目 | 学科科目  | 総単位 |
|-----|--------|-------|-----|
| 1年次 | 14     | 24    |     |
| 2年次 | 9      | 37    |     |
| 3年次 |        | 26    |     |
| 4年次 |        | 8     |     |
| 計   | 23     | 95+10 | 128 |

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は生活科学部教授会が定める。

(改定)

第5条 この規程の改定は、生活科学部教授会の議を経て学長がこれを行う。

#### 附 則

1. この規程は、2014年4月1日から施行する。
2. この規程は、2015年4月1日から施行する。
3. この規程は、2016年4月1日から施行する。  
ただし、2014年度入学生から適用される。
4. この規程は、2017年4月1日から施行する。
5. この規程は、2020年4月1日から施行する。
6. この規程は、2021年4月1日から施行する。
7. この規程は、2024（令和6）年4月1日から施行する。
8. この規程は、「生活科学部食物健康科学科の卒業要件に関する規程」から「茨城キリスト教大学生生活科学部食物健康科学科の進級要件に関する規程」に名称変更および改定を行い、2025（令和7）年4月1日より施行する。